

令和6年2月市議会 総務委員会資料

第53号議案 令和5年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

<目次>

【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	ページ
人事給与管理システム運営費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2~5

総 務 部
令和6年2月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14~15	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1-1	人事給与管理システム運営費	千円 6,900

1 事業目的

所得税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行される予定となっていることに伴い、令和6年分の所得税について定額減税が実施されることにより、令和6年6月以降に支払う職員の給与又は賞与（以下「給与等」という。）から当該定額減税額の控除に関する事務を行う必要があるため、人事給与システムを改修するもの。

2 事業内容

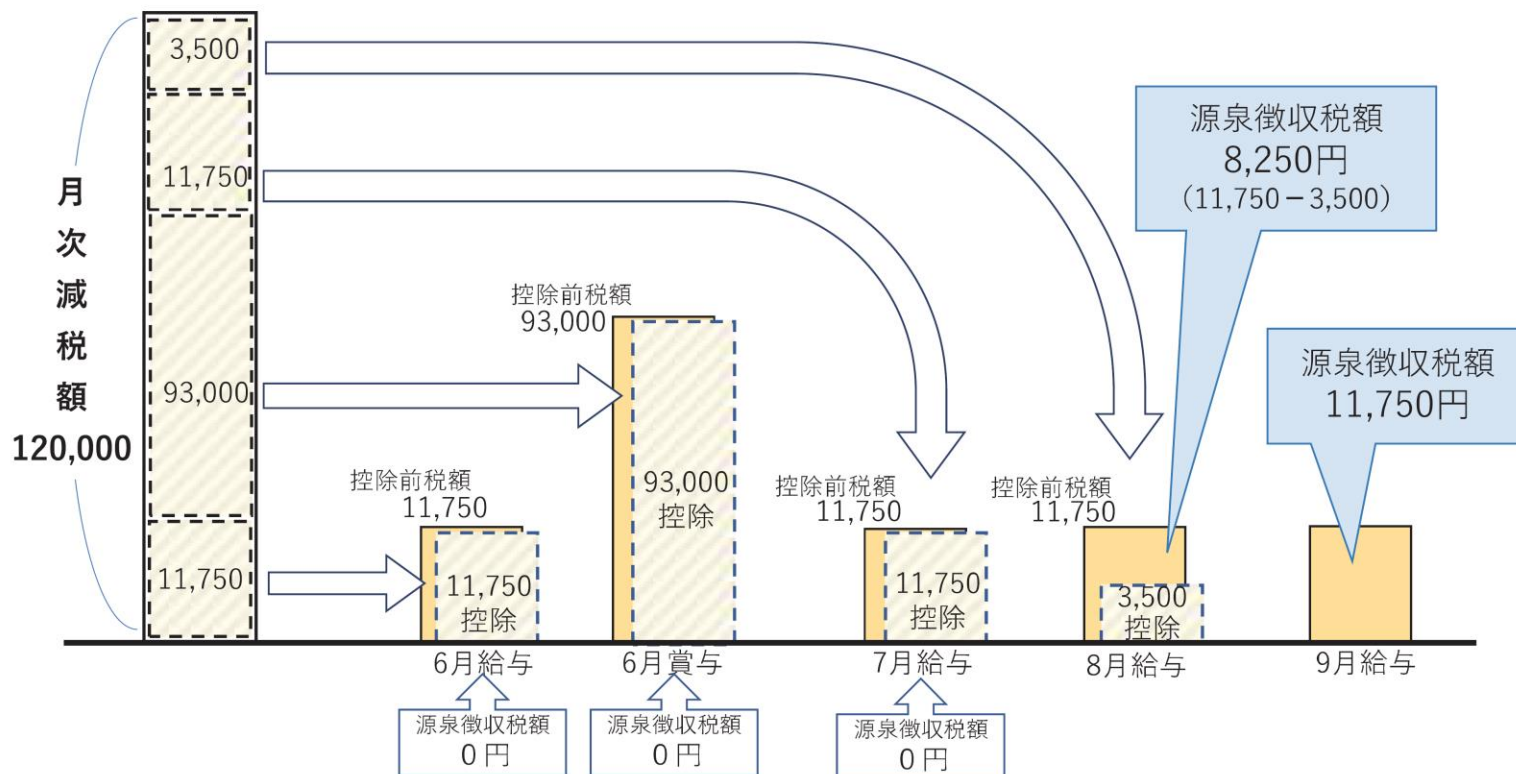
(1) 定額減税（所得税）の概要

定額減税額	職員ごとに本人及び同一生計配偶者と扶養親族の数に応じて算出 【例】同一生計配偶者が有で、扶養親族（16歳未満を含む）2名の場合 30,000円（本人分）+30,000円×3名（同一生計配偶者と扶養親族の分）=120,000円	
定額減税のみ 仕組	<p>令和6年1~5月 令和6年6月~ 年末調整時</p> <p style="text-align: center;">（定額減税額の 全額控除後）</p> <p style="text-align: center;">← 月次減税事務 年調減税事務 →</p> <p>この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収</p> <p>令和6年6月以後の給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除</p> <p>この間に支払う給与等は、現行所得税法に規定する税額表等により源泉徴収</p> <p>年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算</p> <p style="text-align: right;">出典：国税庁資料</p>	
月次減税	対象者	令和6年6月1日時点において「扶養控除等申告書」を提出している職員
	減税方法	令和6年6月以後最初に支払う給与等に対する所得税額から定額減税額を控除（控除しきれない分は、2回目以降の給与等に対する所得税額から控除しきれない金額がなくなるまで控除）
年調減税	対象者	年末調整対象職員
	減税方法	年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との過不足額を精算

【参考】「月次減税額の金額」が「控除前税額の金額」を超える場合の控除の方法

職員本人及び配偶者を含めた扶養親族3名の場合の定額減税額 30,000円×4名=120,000円

〔計算例〕



この事例では、月次減税額（120,000円）が最初に支払う6月給与の控除前税額（11,750円）を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、**順次控除**します。

9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方
方法で源泉徴収税額を算出します。

出典：国税庁資料

(2) システム改修の必要性

職員の給与等に対する所得税額の計算は人事給与システムで行っているが、定額減税額については、その所得税額から控除することとなっており、扶養親族の数に応じた定額減税額の計算や控除できるまでの管理、年末調整時における年間の所得税額との過不足額を精算する事務を正確かつ効率的に行う必要があるため、人事給与システムの改修を行うもの。

3 事業費

定額減税に伴う人事給与システム改修業務委託料 6,900千円

4 スケジュール

区 分	5年度	6年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月次減税事務		契約・システム改修		6月の給与から控除開始（12月の賞与まで）									
年調減税事務							システム改修		年末調整、過不足の精算、源泉徴収票の発行等				

5 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
補正前の額	千円 31,504	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,837	千円 28,667
補正額	6,900	-	-	-	-	6,900
補正後の額	38,404	-	-	-	2,837	35,567

※ 他会計からの電子計算費負担金等

6 繰越明許費補正

ページ	事業名	金額		財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
16~17				千円	千円	千円	千円	千円
	人事給与管理 システム運営費	補正後 予算現額	38,404	-	-	-	2,837	35,567
		支出予定額	31,504	-	-	-	2,837	28,667
		繰越明許額	6,900	-	-	-	-	6,900
	繰越事由	定額減税に伴うシステム改修委託が年度内に完了しない見込みであるため。						
	繰越事業の 完了予定時期	令和6年11月						

※ 他会計からの電子計算費負担金等